

静岡県教育委員会訓令甲第1号

本 庁  
各 教 育 事 務 所  
埋蔵文化財センター  
各 教 育 機 関  
各 県 立 学 校

静岡県教育委員会事務決裁規程（昭和43年静岡県教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月24日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>課長補佐</u> 組織規則第17条第1項に規定する課長補佐をいう。</p> <p>(13) <u>班長</u> 組織規則第18条第1項に規定する班長をいう。</p> <p>(14) <u>主幹等</u> 組織規則第21条第1項に規定する総括主幹及び主幹をいう。</p> <p>(15) <u>主席管理主事等</u> 組織規則第22条第1項に規定する主席総括管理主事、主席主任人事管理主事、主席主任管理主事、主席人事管理主事、主席管理主事、主席総括指導主事、主席主任指導主事、主席指導主事及び主席社会教育主事をいう。</p> <p>(16) <u>総務主査</u> 組織規則第23条第1項に規定する総務主査をいう。</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18)～(21) (略)</p> <p><b>第7条</b> 課長が不在のときは、<u>課長補佐</u>が当該事案を代決する。<u>この場合において、課長補</u></p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>課長代理</u> 組織規則第17条第1項に規定する課長代理をいう。</p> <p>(13) <u>班長</u> 組織規則第19条第1項に規定する班長をいう。</p> <p>(14) <u>班長代理</u> 組織規則第22条第1項に規定する班長代理をいう。</p> <p>(15) <u>主管部長</u> 当該事務を所掌する部長をいう。</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) <u>主管班長</u> 当該事務を所掌する班長をいう。</p> <p>(18)～(21) (略)</p> <p><b>第7条</b> 課長が不在のときは、<u>課長があらかじめ指定した者</u>（以下「課長の実務代理者」と</p>

佐が2人以上あるときは、課長があらかじめ事務ごとに指定した順序で当該事案を代決する。

2 課長及び課長補佐がともに不在のときは、班長があらかじめ指定された順序で当該事案を代決する。

**第8条** 教育事務所長が不在のときは、教育事務所長があらかじめ指定した次長が、所長及び次長がともに不在のときは、主管課長が当該事案を代決する。

**第10条** 総合教育センター所長が不在のときは次長が、所長及び次長がともに不在のときは、主管課長が当該事案を代決する。

いう。)が、課長及び課長の実務代理者がともに不在のときは、主管班長が当該事案を代決する。

**第8条** 教育事務所長が不在のときは、教育事務所長があらかじめ指定した者（以下「所長の実務代理者」という。）が、所長及び所長の実務代理者がともに不在のときは、主管課長が当該事案を代決する。

**第10条** 総合教育センター所長が不在のときは副所長が、所長及び副所長がともに不在のときは、主管部長（部に属さない課に係る事案にあっては主管課長）が当該事案を代決する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1（その1）から別表第2（その2）までを次のように改める。

別表第1（その1）（第4条関係）

本庁等（教育事務所、埋蔵文化財センター及び総合教育センターを除く。）共通専決事項

教育次長専決事項	課長専決事項	室長専決事項	班長専決事項	教育機関の長専決事項	県立学校の長専決事項
<p>1 理事及び課長に対する出張の命令</p> <p>2 理事及び課長の週休日の指定及び振替</p> <p>3 理事及び課長の年次有給休暇に係る時季変更、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認</p> <p>4 教育事務所長、埋蔵文化財センター所長、教育機関の長及び県立学校の長の特別休暇（引き続き5日を超えないものを除く。）及び介護休暇の承認</p> <p>5 理事、課長、教育事務所長、埋蔵文化財センター所長、教育機関の長及び県</p>	<p>1 一般的な事項に係る公告</p> <p>2 特定の事項に係る通知、申請、報告、督促、届出、照会、回答等</p> <p>3 職員の事務分担の決定</p> <p>4 職員に対する時間外勤務の命令</p> <p>5 職員に対する週休日又は休日における勤務の命令及び休日勤務に対する代休日の指定</p> <p>6 職員に対する出張の命令</p> <p>7 職員の週休日の指定及び振替</p> <p>8 職員の年次有給休暇に係る時季変更、特別休暇（1月以上を除く。）、介護休暇及び介護時</p>	<p>1 一般的な事項に係る通知、申請、報告、督促、届出、照会、回答等</p>	<p>1 一般的な事項に係る通知、申請、報告、督促、届出、照会、回答等</p>	<p>1 職員の事務分担の決定</p> <p>2 所（館）内諸規程の制定及び改善</p> <p>3 職員に対する時間外勤務の命令</p> <p>4 職員に対する週休日又は休日における勤務の命令及び休日勤務に対する代休日の指定</p> <p>5 職員に対する出張の命令</p> <p>6 職員の週休日の指定及び振替</p> <p>7 職員の年次有給休暇に係る時季変更、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認</p> <p>8 職員の部分休業の承認</p> <p>9 静岡県情報公開条例（平成12年静岡県</p>	<p>1 県立学校の教職員の扶養手当の決定並びに住居手当、単身赴任手当及び通勤手当の確認及び決定</p> <p>2 県立学校の教職員の児童手当の受給資格及び額の認定</p> <p>3 県立学校の教職員の週休日の指定及び振替</p> <p>4 県立学校の教職員の部分休業の承認</p> <p>5 静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号）第10条に規定する開示請求の拒否、第11条に規定する開示の可否の決定、第13条第2項に規定</p>

立学校の長の 育児休業、育 児短時間勤 務、自己啓発 休業及び配偶 者同行休業の 承認 6 理事及び課 長の部分休業 の承認 7 国、公共団 体その他公益 団体行事に対 する後援	間の承認 9 職員の部分 休業の承認 10 雇用期間が 2か月以内の 臨時的任用職 員の任免の決 定 11 職員以外の 者に対する旅 行依頼と旅費 の額の決定 12 静岡県情報 公開条例（平 成12年静岡県 条例第58号） 第10条に規定 する開示請求 の拒否、第11 条に規定する 開示の可否の 決定、第13条 第2項に規定 する開示可否 の決定期間の 延長、同条第 3項に規定す る大量請求の 場合における 決定期間の特 例延長及び第 15条に規定す る第三者に対 する意見照会 13 静岡県個人 情報保護条例	条例第58号） 第10条に規定 する開示請求 の拒否、第11 条に規定する 開示の可否の 決定、第13条 第2項に規定 する開示可否 の決定期間の 延長、同条第 3項に規定す る大量請求の 場合における 決定期間の特 例延長及び第 15条に規定す る第三者に対 する意見照会 10 静岡県個人 情報保護条例 （平成14年静 岡県条例第58 号）第21条に 規定する開示 の可否の決 定、第23条第 2項に規定す る開示可否の 決定期間の延 長、同条第3 項に規定する 大量請求の場 合における決 定期間の特例 延長、第25条	する開示可否 の決定期間の 延長、同条第 3項に規定す る大量請求の 場合における 決定期間の特 例延長及び第 15条に規定す る第三者に対 する意見照会 6 静岡県個人 情報保護条例 （平成14年静 岡県条例第58 号）第21条に 規定する開示 の可否の決 定、第23条第 2項に規定す る開示可否の 決定期間の延 長、同条第3 項に規定する 大量請求の場 合における決 定期間の特例 延長、第25条 に規定する第 三者に対する 意見照会、第 31条に規定す る保有情報の 訂正の可否の 決定、第32条 第2項に規定
--	--	---	--

(平成14年静岡県条例第58号) 第21条に規定する開示の可否の決定、第23条第2項に規定する開示可否の決定期間の延長、同条第3項に規定する大量請求の場合における決定期間の特例延長、第25条に規定する第三者に対する意見照会、第31条に規定する保有情報の訂正の可否の決定、第32条第2項に規定する訂正可否にかかる決定期間の延長、同条第3項に規定する決定等に長期間を要する場合における決定期間の特例延長、第38条に規定する保有個人情報の利用停止の可否

に規定する第三者に対する意見照会、第31条に規定する保有情報の訂正の可否の決定、第32条第2項に規定する訂正可否にかかる決定期間の延長、同条第3項に規定する決定等に長期間を要する場合における決定期間の特例延長、第38条に規定する保有個人情報の利用停止の可否の決定、第39条第2項に規定する保有情報利用停止可否にかかる決定期間の延長及び同条第3項に規定する決定等に特に長期間を要する場合における決定期間の特例延長

する訂正可否にかかる決定期間の延長、同条第3項に規定する決定等に長期間を要する場合における決定期間の特例延長、第38条に規定する保有個人情報の利用停止の可否の決定、第39条第2項に規定する保有情報利用停止可否にかかる決定期間の延長及び同条第3項に規定する決定等に特に長期間を要する場合における決定期間の特例延長

	<p>の決定、第39条第2項に規定する保有情報利用停止可否にかかる決定期間の延長及び同条第3項に規定する決定等に特に長期間を要する場合における決定期間の特例延長</p> <p>14 事務局職員の研修の実施</p>				
--	--	--	--	--	--

備考

- 1 教育機関の長に係る時間外勤務の命令、週休日又は休日における勤務の命令、休日勤務に対する代休日の指定、出張の命令、週休日の指定、週休日の振替、年次有給休暇に係る時季変更、特別休暇（引き続き5日を超えるものを除く。）、介護時間、部分休業の承認は、それぞれの職において専決するものとする。この場合において、特別休暇の承認は、当該事案処理後速やかに教育総務課長に報告しなければならない。
- 2 県立学校の長に係る出張（海外出張を除く。）の命令及び週休日の指定及び振替は、それぞれ当該県立学校の長において専決するものとする。
- 3 事務局及び教育機関の職員（以下「職員」という。）の特別休暇（1月未満を除く。）及び介護休暇に係る事案については、当該事案処理についてあらかじめ教育総務課長の指示を受けなければならない。
- 4 教育次長専決事項は、教育次長が2人以上あるときは、教育長があらかじめ指定する教育次長が専決するものとする。

別表第1（その2）（第4条関係）

教育事務所共通専決事項

所長専決事項	副所長又は次長専決事項	課長専決事項
<p>1 職員の事務分担の決定（課内の事務分担を除く。）</p> <p>2 教育事務所内の諸規程の制定及び改善</p> <p>3 所長、副所長、次長及び課長に対する時間外勤務の命令</p> <p>4 所長、副所長、次長及び課長に対する週休日又は休日における勤務の命令及び休日勤務に対する代休日の指定</p> <p>5 所長、副所長、次長及び課長に対する出張の命令</p> <p>6 所長、副所長、次長及び課長の週休日の指定及び振替</p> <p>7 所長、副所長、次長及び課長の年次有給休暇に係る時季変更並びに職員の特別休暇（所長に係る引き続き5日を超えるもの及び職員に係る引き続き5日を超えないものを除く。）、介護休暇（所長に係る介護休暇を除く。）及び介護時間の承認</p> <p>8 職員の部分休業の承認</p> <p>9 所長、副所長、次長及び課長の職務に専念する義務の免除の承認</p> <p>10 静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号）第10条に規定する開示請求の拒否、第11条に規定する開示の可否の決定、第13条第2項に規定する開示可否の決定期間の延長、同条</p>	<p>1 所長、副所長、次長及び課長を除く職員に対する時間外勤務の命令</p> <p>2 所長、副所長、次長及び課長を除く職員に対する週休日又は休日における勤務の命令及び休日勤務に対する代休日の指定</p> <p>3 所長、副所長、次長及び課長を除く職員に対する出張の命令</p> <p>4 所長、副所長、次長及び課長を除く職員の週休日の指定及び振替</p> <p>5 所長、副所長、次長及び課長を除く職員の年次有給休暇に係る時季変更及び特別休暇（引き続き5日を超えないものに限る。）の承認</p> <p>6 所長、副所長、次長及び課長を除く職員の職務に専念する義務の免除の承認</p>	<p>1 軽易な事項に係る通知、申請、報告、督促、届出、照会、回答等</p> <p>2 課内の事務分担の決定（総務課）</p>

第3項に規定する大量請求の場合における決定期間の特例延長及び第15条に規定する第三者に対する意見照会

- 11 静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）第21条に規定する開示の可否の決定、第23条第2項に規定する開示可否の決定期間の延長、同条第3項に規定する大量請求の場合における決定期間の特例延長、第25条に規定する第三者に対する意見照会、第31条に規定する保有情報の訂正の可否の決定、第32条第2項に規定する訂正可否にかかる決定期間の延長、同条第3項に規定する決定等に長期間を要する場合における決定期間の特例延長、第38条に規定する保有個人情報の利用停止の可否の決定、第39条第2項に規定する保有情報利用停止可否にかかる決定期間の延長及び同条第3項に規定する決定等に特に長期間を要する場合における決定期間の特例延長

- 12 教育事務所が主催する研修会、研究会、講習会等の開催並びに指導及び助言（本庁からの実施依頼も含む。）

- 13 市町の県費補助事業に係る補助金の交付事務

備考

- 1 所長に係る特別休暇の承認は、当該事案処理後速やかに教育総務課長に報告しなければならない。
- 2 職員の特別休暇（1月未満を除く。）及び介護休暇に係る事案については、当該事案処理についてあらかじめ教育総務課長の指示を受けなければならない。



別表第1（その3）（第4条関係）

埋蔵文化財センター専決事項

所長専決事項	次長専決事項	課長専決事項
<p>1 職員の事務分担の決定（課内の事務分担を除く。）</p> <p>2 所内諸規程の制定及び改善</p> <p>3 所長、次長及び課長に対する時間外勤務の命令</p> <p>4 所長、次長及び課長に対する週休日又は休日における勤務の命令及び休日勤務に対する代休日の指定</p> <p>5 所長、次長及び課長に対する出張の命令</p> <p>6 所長、次長及び課長の週休日の指定及び振替</p> <p>7 所長、次長及び課長の年次有給休暇に係る時季変更並びに職員の特別休暇（所長に係る引き続き5日を超えるもの及び職員に係る引き続き5日を超えないものを除く。）、介護休暇（所長に係る介護休暇を除く。）及び介護時間の承認</p> <p>8 職員の部分休業の承認</p> <p>9 所長、次長及び課長の職務に専念する義務の免除の承認</p> <p>10 静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号）第10条に規定する開示請求の拒否、第11条に規定する開示の可否の決定、第13条第2項に規定する開示可否の決定期間の延長、同条第3項に規定する大量請求の場合における決定期間の特例延長</p>	<p>1 所長、次長及び課長を除く職員に対する時間外勤務の命令</p> <p>2 所長、次長及び課長を除く職員に対する週休日又は休日における勤務の命令及び休日勤務に対する代休日の指定</p> <p>3 所長、次長及び課長を除く職員に対する出張の命令</p> <p>4 所長、次長及び課長を除く職員の週休日の指定及び振替</p> <p>5 所長、次長及び課長を除く職員の年次有給休暇に係る時季変更及び特別休暇（引き続き5日を超えないものに限る。）の承認</p> <p>6 所長、次長及び課長を除く職員の職務に専念する義務の免除の承認</p>	<p>1 軽易な事項に係る通知、申請、報告、督促、届出、照会、回答等</p> <p>2 課内の事務分担の決定</p>

及び第15条に規定する第三者に  
対する意見照会

- 11 静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）第21条に規定する開示の可否の決定、第23条第2項に規定する開示可否の決定期間の延長、同条第3項に規定する大量請求の場合における決定期間の特例延長、第25条に規定する第三者に対する意見照会、第31条に規定する保有情報の訂正の可否の決定、第32条第2項に規定する訂正可否に係る決定期間の延長、同条第3項に規定する決定等に長期間を要する場合における決定期間の特例延長、第38条に規定する保有個人情報の利用停止の可否の決定、第39条第2項に規定する保有情報利用停止可否に係る決定期間の延長及び同条第3項に規定する決定等に特に長期間を要する場合における決定期間の特例延長

別表第1（その4）（第4条関係）

総合教育センター専決事項

所長専決事項	副所長専決事項	課長専決事項	班長専決事項
1 職員の事務分担の決定（課・室・班内の事務分担を除く。）	1 参事及び課長に対する時間外勤務の命令	1 課内の職員に対する時間外勤務の命令	1 班内の事務分担の決定
2 所内諸規程の制定及び改善	2 参事及び課長に対する週休日又は休日における勤務の命令及び休日勤務に対する代休日の指定	2 課内の職員に対する週休日又は休日における勤務の命令及び休日勤務に対する代休日の指定	2 軽易な事項に係る通知、申請、報告、督促、届出、照会、回答等
3 所長、副所長及び部長に対する時間外勤務の命令	3 参事及び課長に対する出張の命令	3 課内の職員に対する出張の命令	
4 所長、副所長及び部長に対する週休日又は休日における勤務の命令及び休日勤務に対する代休日の指定	4 参事及び課長の週休日の指定及び振替	4 課内の職員の週休日の指定及び振替	
5 所長、副所長及び部長に対する出張の命令	5 参事及び課長の年次有給休暇に係る時季変更並びに所長、副所長及び部長を除く職員の特別休暇（課内の職員に係る引き続き5日を超えないものを除く。）、介護休暇及び介護時間の承認	5 課内の職員の年次有給休暇に係る時季変更、特別休暇（引き続き5日を超えないものに限る。）の承認	
6 所長、副所長及び部長の週休日の指定及び振替	6 所長、副所長及び部長を除く職員の部分休業の承認	6 課内の職員の職務に専念する義務の免除の承認	
7 所長、副所長及び部長の年次有給休暇に係る時季変更、特別休暇（所長に係る引き続き5日を超えるものを除く。）、介護休暇（所長に係る介護休暇を除く。）及び介護時間の承認	7 参事及び課長の職務に専念する義務の免除の承認		
8 所長、副所長及び部長の部分休業の承認			
9 所長、副所長及び部長の職務に専念する義務の免除の承認			

<p>10 静岡県情報公開条例 （平成12年静岡県条例第58号）第10条に規定する開示請求の拒否、第11条に規定する開示の可否の決定、第13条第2項に規定する開示可否の決定期間の延長、同条第3項に規定する大量請求の場合における決定期間の特例延長及び第15条に規定する第三者に対する意見照会</p> <p>11 静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）第21条に規定する開示の可否の決定、第23条第2項に規定する開示可否の決定期間の延長、同条第3項に規定する大量請求の場合における決定期間の特例延長及び同条第3項に規定する決定等に特に長期間を要する場合における決定期間の特例延長</p>			
<p>備考</p> <p>1 所長に係る特別休暇の承認は、当該事案処理後速やかに教育総務課長に報告しなければならない。</p> <p>2 職員の特別休暇（1月未満を除く。）及び介護休暇に係る事案については、当該事案処理についてあらかじめ教育総務課長の指示を受けなければならない。</p>			

別表第2（その1）（第4条関係）

本庁等（教育事務所を除く。）特定専決事項

課名	教育次長専決事項	課長専決事項	室長専決事項	課長代理専決事項	班長及び班長代理専決事項	埋蔵文化財センター所長及び教育機関の長専決事項
教育総務課		1 教育事務所長、埋蔵文化財センター所長及び教育機関の長の特別休暇（引き続き5日を超えるものを除く。）の報告の受理 2 本庁職員及び県立学校の事務職員等の特別休暇（1月未満を除く。）の承認 3 職員（本庁職員を除く。）の引き続き1月以上にわたる特別休暇についての指示 4 県立学校の事務職員等の介護休		1 職員の履歴書の受理及び保管 2 公印の調製、改刻等の届出の受理及び押印の承認	1 郵便物の各課への配布及び誤配郵便物の処理 2 県立学校の事務職員等の勤務時間等の特例に関する指示及び届出の受理 3 事務局及び教育機関職員の扶養手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の決定並びに住居手当、単身赴任手当及び通勤手当の確認及び決定 4 事務局及び教育機関職員の児童	

暇について  
の指示

5 職員及び  
県立学校の  
事務職員等  
の育児休業、  
育児短時間勤務、  
自己啓発休業  
及び配偶者  
同行休業の  
承認

6 職員に対  
す身分証明書  
及び職員記章  
の交付

7 教育委員会  
表彰に係る  
調査

8 高等学校  
並びに県立  
の中学校及び  
特別支援学校  
の教職員（教諭、  
主事相当以上の  
職員を除く。）の  
適用給料表及び  
職務の級の  
決定

9 高等学校  
並びに県立  
の中学校及び  
特別支援学校  
の教職

手当の受給  
資格及び額の  
認定

5 班の所掌  
事務に係る  
軽易な説明会、  
研究会等の  
開催

		<p>員（教諭、主事相当以上の職員を除く。）の初任給及び次期昇給期の決定</p> <p>10 静岡県職員の退職手当に関する条例第2条第1項に関する事項</p> <p>11 法令審査委員会に対する審査の付議</p> <p>12 教育に関する公益財団法人、公益社団法人、公益信託等の業務の監督</p> <p>13 臨時的任用職員の任免（県立学校の教員を除く。）</p> <p>14 非常勤職員の採用及び退職の承認（県立学校の教員を除く。）</p>				
教育政策課	1 報道機関	1 教育政策	1 情報に関	1 生涯学習		総合教育セン

	に対する軽 易な事業の 発表	関連事業の 総合調整	する軽易な 研修会、講 習会等の開 催並びに指 導及び助言 2 人権教育 指導者の研 修会の開催 3 人権教育 の指導方法 の研究・普 及に関する 事項の決定 4 地域改善 対策大学等 進学奨励費 事業に関す る事項の決 定及び会議 の招集	に関する軽 易な研修 会、研究 会、講習会 等の開催並 びに指導及 び助言 2 広報及び 編集委員会 の開催 3 広報に係 る事項の編 集及び配布 4 統計に関 する軽易な 研修会、講 習会等の開 催並びに指 導及び助言 5 統計書の 編集及び配 布	ター所長 1 研究及び 研修計画の 具体的実施 2 研修を受 ける教職員 の入所及び 退所の許可 3 研修を受 ける教職員 の所内服務 4 教育に関 する資料及 び情報の収 集、提供及 び照会 5 電話及び 面接による 教育相談の 実施 6 教育研究 団体の研究 に対する指 導及び助言 7 その他の 教育活動へ の指導及び 助言
財務課		1 予算及び 決算に関す ること。 2 監査に関 すること。 3 監査委員 事務局との 調整		1 予算及び 決算に関す る資料収集 2 経理事務 に関する軽 易な研究 会、研修会 等の開催並	



		<p>4 県議会提出議案に関すること。</p> <p>5 教育財産の保持及び調査</p> <p>6 公立文教施設の調査及び整備の指導</p>		<p>びに指導及び助言</p> <p>3 監査に関する資料収集</p> <p>4 施設に関する事務の軽易な研究会研修会等の開催並びに指導及び助言</p>		
福利課		<p>1 教職員の健康及び安全衛生に関すること。</p> <p>2 教職員健康審査会に関すること。</p> <p>3 恩給及び退隠料の支給停止の決定及び受給権調査に関すること。</p> <p>4 教職員の生涯生活設計推進に関すること。</p> <p>5 被服等の貸与に関すること。</p> <p>6 公舎貸付料の決定</p> <p>7 教職員住</p>				

		<p>宅の維持補修に関する こと。</p> <p>8 公務災害・通勤災害認定請求書の進達に関する こと。</p>				
義務教育課	<p>1 教育職員検定の合格者の決定及び人物等に関する証明書の発行</p>	<p>1 小学校及び中学校の教育職員採用試験の実施</p> <p>2 教育職員免許状の授与の決定、交付、書換え又は再交付</p> <p>3 教育職員免許法認定講習の実施並びに単位取得証明その他免許状に関する証明書及び許可証の交付</p> <p>4 特別支援学級、通級指導教室の教育課程等の編成の届出の受理</p>	<p>1 幼児期の教育に関する軽易な研修会等の開催並びに指導及び助言</p>	<p>1 小学校及び中学校教育に関する軽易な研修会等の開催並びに指導及び助言</p>		
高校教育課	<p>1 県立学校</p>	<p>1 高等学校</p>		<p>1 高等学校</p>	<p>1 高等学校</p>	

授業料の減免の決定  
2 技能教育施設の指定及び廃止に関すること。

及び県立の中学校の教員（教諭相当以上の職員を除く。）の任免の決定

2 高等学校及び県立の中学校の教員の引き続き1月以上にわたる特別休暇の承認

3 高等学校及び県立の中学校の教員の介護休暇についての指示

4 高等学校及び県立の中学校の教員の育児休業、育児短時間勤務、自己啓発休業及び配偶者同行休業の承認

5 高等学校及び県立の中学校の教職員の教育に関する兼

及び県立の中学校教育に関する軽易な研修会等の開催並びに指導及び助言

2 高等学校及び県立の中学校の目的外使用の指示及び防災計画書等の届出の受理

3 高校生集団宿泊訓練施設の利用の承認

4 高等学校、県立の中学校における校外行事等の実施届の受理及び承認（健康体育課の所掌に属するものを除く。）

5 高等学校及び県立の中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

及び県立の中学校の教科書の発行されていない科目等で使用する教科用図書の届出の受理及び掲示並びに副読本等の届出の受理

2 高等学校及び県立の中学校の教員の勤務時間等の特例に関する指示及び届出の受理

		職（兼業） の許可 6 高等学校 及び県立の 中学校の長 に対する研 修の承認 7 高等学校 の教育職員 採用試験の 実施 8 高等学校 及び県立の 中学校の教 育課程等の 編成の届出 の受理 9 高等学 校、県立の 中学校の授 業日の変更 の届出の受 理及び授業 を停止した 場合の報告 の受理 10 高等学 校、県立の 中学校にお ける懲戒と して退学処 分を命じた 生徒の報告 の受理		の任免の決 定 6 高等学校 及び県立の 中学校の教 員の履歴書 の受理及び 保管		
特別支援教育 課		1 特別支援 学校の教員		1 特別支援 学校教育に	1 特別支援 学校の教科	

	<p>(教諭以上の職員を除く。)の任免の決定</p> <p>2 特別支援学校の教員の引き続き1月以上にわたる特別休暇の承認</p> <p>3 特別支援学校の教員の介護休暇についての指示</p> <p>4 特別支援学校の教員の育児休業、育児短時間勤務、自己啓発休業及び配偶者同行休業の承認</p> <p>5 特別支援学校の教職員の教育に関する兼職(兼業)の許可</p> <p>6 特別支援学校の長に対する研修の承認</p> <p>7 特別支援学校の教育</p>	<p>関する軽易な研修会等の開催並びに指導及び助言</p> <p>2 特別支援学校の目的外使用の指示及び防災計画書等の届出の受理</p> <p>3 特別支援学校における校外行事等の実施届の受理及び承認</p> <p>4 特別支援学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任免の決定</p> <p>5 特別支援学校の教員の履歴書の受理及び保管</p>	<p>書以外の教材の届出の受理及び承認</p> <p>2 特別支援学校の教員の勤務時間等の特例に関する指示及び届出の受理</p>
--	---	---	--

		職員採用試験の実施 8 特別支援学校の長に対する海外出張の命令 9 特別支援学校の教育課程等の編成の届出の受理 10 特別支援学校の授業日の変更の届出の受理及び授業を停止した場合の報告の受理 11 特別支援学校における懲戒として退学処分を命じた生徒の報告の受理			
健康体育課		1 学校保健、学校安全、学校給食及び学校体育に関する簡易な研修会、研究会、講習会等の開催並びに指導及	1 全国高校総合体育大会に関する軽易な研修会等の開催並びに指導及び助言	1 学校における校外行事等の実施届の受理及び承認（登山計画書に限る。）	

		び助言 2 学校給食の開設、変更及び廃止の届出の受理			
社会教育課		1 社会教育委員に関すること。 2 社会教育主事講習派遣職員の決定（本庁、教育事務所及び教育機関） 3 社会教育関係団体に対する事業委託及び補助金に関すること。 4 高等学校卒業程度認定試験の実施 5 青少年対策本部に関すること。 6 青少年問題協議会に関すること。 7 静岡県青少年のための良好な環		1 社会教育に関する軽易な研修会、研究会、講習会等の開催並びに指導及び助言 2 社会教育に関する調査及び資料の収集 3 社会教育に関する機関、団体その他関係者の連絡調整並びに指導及び助言 4 青少年に関する軽易な研修会、研究会、講習会等の開催並びに指導及び助言 5 青少年に関する相談の実施 6 青少年に	総合教育センター所長 1 生涯学習に関する情報の提供及び相談の実施 青少年の家所長及び少年自然の家所長 1 臨時の開所又は休所 2 使用の承認、不承認及び承認の取消し

		<p>境整備に関する条例及び特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例に基づく指定職員の任命</p> <p>8 青少年環境整備審議会の招集</p> <p>9 青少年指導者級別認定対象事業及び級位の認定</p> <p>10 静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例第14条第2項における臨時の開所又は休所の承認</p>		<p>関する調査及び資料の収集</p> <p>7 青少年に関する機関、団体その他関係者の連絡調整並びに指導及び助言</p> <p>8 優良興行、優良図書類及び優良環境の推奨並びに有害図書類、有害玩具類、有害器具類、有害広告物及びキャンプ禁止区域の指定並びにこれらに係る青少年環境整備審議会への諮問</p>	
文化財保護課		<p>1 県文化財補助物件の決定</p> <p>2 博物館の登録申請の受理及び文部科学省への報告</p> <p>3 文化財保</p>		<p>1 文化財保護法に基づく経由書類等の審査及び静岡県文化財保護条例に基づく指定、解除、現状変</p>	<p>埋蔵文化財センター所長</p> <p>1 埋蔵文化財センターが行う発掘調査に係る文化財の発見通知</p>



		<p>護法による 軽微な現状 変更等の許 可届出等に 係る文書に 意見を付し て文化庁に 送付するこ と。</p> <p>4 刀剣類等 の登録の通 知</p>		<p>更等の申請 書の受理</p> <p>2 刀剣類等 の審査、登 録の届出の 受理</p>	
--	--	---	--	--	--

別表第2（その2）（第4条関係）

教育事務所特定専決事項

課（室）名	所長専決事項	副所長又は次長専決事項	課長専決事項
教育総務課		1 校長及び教頭を除く県費負担教職員の適用給料表及び職務の級の決定 2 校長及び教頭を除く県費負担教職員の初任給及び次期昇給期の決定 3 県費負担教職員のへき地手当及びへき地手当に準ずる手当の決定並びに単身赴任手当の確認及び決定	
福利課		1 県費負担教職員の児童手当の受給資格及び額の認定 2 県費負担教職員の児童手当の支給	
義務教育課	1 小学校及び中学校（県立の中学校を除く。）の二部授業の実施の届出の受理 2 小学校及び中学校（県立の中学校及び市町立の併設型中学校を除く。）の設置廃止又は設置者、名称若しくは位置の変更並びに分校の設置廃止届出の受理 3 小学校及び中学校（県立の中学校及び市町立の併設型中学校を除く。）の校地、校舎等の取得、処分等の届出の受理 4 幼稚園（指定都市の設置する幼稚園を除く。）の		（地域支援課） 1 生徒の乗車船賃の割引証の配分 2 小学校及び中学校（県立の中学校を除く。）の教職員の履歴書の受理保管

	設置廃止の認可並びに名称、位置、学則の変更及び校地、校舎等の取得、処分等の届出の受理 5 指定都市の設置する幼稚園の設置廃止の届出の受理 6 地方公務員の育児休業等に関する法律に規定する育児休業に係る承認及び届出の受理		
--	---	--	--

**附 則**

この訓令甲は、平成29年4月1日から施行する。